

副区長会議設置要綱

(設置)

第1条 各区課長グループ会議を総括し、区長会議における政策協議及び本庁所管事務事業等の事前協議の論点整理を行うとともに、区役所間及び区役所と本庁の必要な調整の中核を担うため、副区長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 各区課長グループ会議の総括に関する事項
- (2) 区長会議付議事項の論点整理に関する事項
- (3) 新潟市区における総合的な行政運営の推進に関する規程（平成26年新潟市訓令第1号）第8条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項に掲げる事務事業のうち軽易なもの
- (4) 本庁に対する事務改善提案に関する事項のうち重要なもの
- (5) 前各号に定めのあるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、各区役所副区長で組織する。

(議長等)

第4条 会議に議長及び副議長を置き、区長会議議長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係部局職員を出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。